

II. 沖縄ろう学校における通級指導の決定及び終了までの手順

✚ 在学校、各市町村教育委員会は、以下の要綱等の規定を基に県教育委員会等との手続きを行ってください。

- ㊦『通級による指導実施要綱』平成6年5月13日 教育長決裁（「平成25年10月7日」一部改正）
 - ㊧『通級による指導実施要領（「教県第20033号 平成20年4月1日」一部改正）』
平成6年5月13日 教育長決裁
- *㊦㊧は、平成17年度 沖縄県教育委員会発行「障害児就学指導必携」に掲載

*【様式1～6】は、上記㊧に示されています。また、【沖ろう 様式ア・イ】は、通級指導教室の受理決定後、本校が配布します。

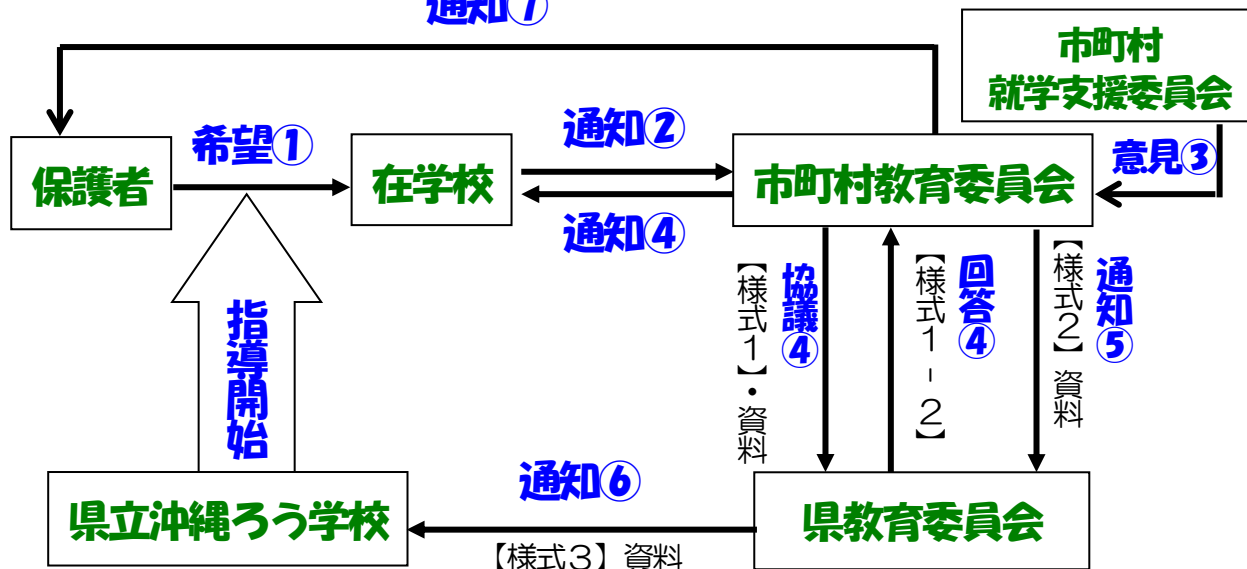
✚ 市町村教育委員会→県教育委員会における手続きで不明な点がある場合は、県立学校教育課の通級指導教室担当へお問い合わせください。

1. 沖縄ろう学校「通級指導教室」申込み手続き手順（新規：年度途中の申込み可）

- ① 保護者が在学校に通級希望の申し出。（各学校にて対応：特別な様式はありません。）
- ② 在学校の校長が通級指導を必要と判断した場合、市町村教育委員会へ通級希望の通知
（市町村教育委員会への通知）第2条：【様式：市町村教育委員会で定める】
- ③ 市町村教育委員会は、市町村適正就学支援委員会（以下、「市町村就学支援委員会」※1 という）の意見を聞き認定（市町村教育委員会の認定）第3条
- ④ 市町村教育委員会と県教育委員会が協議と回答・在学校の校長に通知
（通級指導校の通知）第4条（3）
協議書【様式1】（市町村就学支援委員会の資料等を添付）、回答【様式1-2】、通知
- ⑤ 市町村教育委員会から県教育委員会へ在学校名と氏名等を通知
（児童生徒の氏名等の通知）第5条：市町村教育委員会→県教育委員会に対して【様式2】
（市町村就学支援委員会の資料等を添付）
- ⑥ 県教育委員会から沖縄ろう学校へ在学校名と氏名等を通知
（児童生徒の氏名等の通知）第5条：県教育委員会→沖縄ろう学校【様式3】
（市町村就学支援委員会の資料等を添付）
- ⑦ 市町村教育委員会から保護者へ通級指導決定の通知（保護者への通知）第9条

通級による指導実施要領（「教県第20033号平成20年4月1日」一部改正）平成6年5月13日教育長決裁

通知⑦



【※1】 根拠法令では、「適正就学支援委員会」という表記であるが、県内において「就学支援委員会」として実施されているため、わかりやすい表記に変更した。